

JPC 次世代アスリート育成強化事業 実施要項

1. 目的

パラリンピックを目指す次世代の選手が、その競技力を向上するために、集中してトレーニングできる環境を提供することで、選手の育成・強化を効果的に推進することを目的とする。

2. 実施期間

当該年度の JSC 競技力向上事業と同様とする

3. 対象団体

当該年度の日本パラリンピック委員会加盟競技団体のうちパラリンピック実施競技団体（計画段階では、加盟予定団体を含む）

4. 対象者

各競技団体が定める次世代アスリート対象者となる規程（育成選手選考基準・ジュニア強化指定選考基準等）に基づき提出されたリスト掲載者を対象とする。

なお、対象者は同一競技内で 4 年度を超えて対象となることはできない。また、原則として、JPC および競技団体で実施した発掘事業を通して競技団体に登録した選手を優先とすること。

※ 「次世代アスリート対象者となる規程」には原則として次の事項を明記すること。

- (1) 年齢
- (2) 競技者登録年数
- (3) 国内大会に初出場してからの年数

※ JSC 競技力向上事業対象者（競技団体強化指定選手）が「次世代アスリート対象者」となることは可能。

5. 対象事業

4 で定められた対象者に対する事業で、下記の何れかに該当する事業。

- (ア) 日本国内における選手強化合宿
 - (イ) 日本国外における選手強化合宿
 - (ウ) 日本国外で開催される対抗試合（公式戦に限る。）への日本チームの派遣
 - (エ) 日本国内で開催される対抗試合（公式戦に限る。）への諸外国チームの招待
- ※ (ア) から (エ) までを組み合わせるとして 1 つの事業とすることも可能です。

6. 助成対象経費

JSC 競技力向上事業で実施される他の選手強化事業と同様とする。

7. 応募方法

別紙の要望書（事業計画書）に必要事項を記入のうえ、参考資料を添えて提出すること。（原本とデータの両方を提出すること）

8. 助成金額の決定について

申請書を元に JPC 強化委員会で確認・検討のうえ JPC 運営委員会にて内定し、JSC に申請する。助成金額等は JSC にて決定される。

9. その他

- ※ 他の選手強化活動事業との棲み分けを明確にすること。
- ※ 他の JSC 競技力向上事業に資金を流用しないこと。